

認知症対応型通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社刈谷ケアサービスさくら法人が開設する認知症対応型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従事者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1.事業所の従事者は要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した、日常生活を営むことができるよう、率要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2.指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、事業所の従事者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3.事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス、地域住民との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 名 称 | 認知症対応型デイサービスさくら |
| (2) 所在地 | 刈谷市小垣江町永田 123-1 |

(職員の職種、員数及職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、及び勤務の内容は次のとおりとする。
- | | |
|---------|-------|
| (1) 管理者 | 1 名 |
| (2) 従業員 | |
| 生活相談員 | 1 名以上 |
| 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| 介護職員 | 2 名以上 |

従業者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりである。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし 8 月 13 日から 8 月 15 日、
12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く
- (2) 営業時間 午前 8 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする
- (3) サービス提供時間 午前 1 0 時 3 0 分から午後 1 4 時 0 0 分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1 単位目 6 名

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料金等)

第7条 1. 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとし
指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の
額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであ
るときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額
とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

2. 第 10 条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用は次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から片道 2 キロメートル未満 0 円
実施地域を越えた地点から片道 2 キロメートル以上 200 円
- (2) その他送迎に係る費用 (有料道路など) すべて自費
- (3) 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は
30 分につき 800 円を徴収する。
- (4) 食費は 780 円徴収する。
- (5) おむつ代等は、200 円 (後日交換可 0 円) 徴収する。
- (6) 日常生活に於いて通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- (7) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明
をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(認知症対応型通所介護計画)

- 第8条 1.事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型介護計画を個別に作成する。
- 2.認知症対応型通所介護計画に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3.認知症対応型通所介護計画の作成に当たり計画内容を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。
- 4.認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況と目標の達成状況を記録する。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、刈谷市全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第10条 1.利用者及びその家族は指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従事者に連絡し、心身の状態に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。
2. 利用者は、事業所の従事者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
3. 利用者は事業所においてサービスを利用する時は、共同利用スペースの清潔、整理、その他の環境衛生に協力する。
4. 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。
5. 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信仰の相違等で他人を攻撃し、又は事故の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序を若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (5) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
 - (6) 現金、貴重品の管理は自己の責任で行うこと。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 従事者は、認知症対応型通所介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。主治医に連絡が困難な場合は協力医療機関への連絡又は救急搬送等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は防災管理について責任者を定め非常災害に関する防災計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救急活動の実施等の対策に万事を期すとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
2. 事業所はサービス提供中に、従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(苦情、ハラスメント処理に関する事項)

- 第14条 事業所は、提供した居宅サービスに対する利用者又はその家族などからの苦情ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、適切な居宅サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

(その他運営について留意事項)

- 第15条 事業所は、従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおりも設けるものとし又業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年一回
- 2) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後に於いてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社刈谷ケアサービスさくらと事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和 5 年 3 月 19 日から施行する

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する

この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する